# 伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金(令和5年度<mark>後期</mark>分) の申請について

伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課

### 1 趣旨

原油価格や物価高騰の影響を受けながらも、サービスの安定的な提供を継続している伊勢市内の障害福祉サービス等事業所を支援するとともに、利用者負担の増加を防ぐため、支援金を交付します。

## 2 対象事業所、交付に係る要件及び交付金額(基準単価)

## 【1】令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間

	13年10月1日かり予加3年12月31	
区分	サービス種類	基準単価(1事業所あたり)
入所系	短期入所、施設入所支援、共同生活援助	(1) 電気料金 550 円に月数及び 定員を乗じて得た額 (2) ガス料金 80 円に月数及び 定員を乗じて得た額 (3) 食材料費 1,600 円に月数及 び定員を乗じて得た額 (4) ガソリン代 250 円に月数及 び車両の保有台数を乗じて得た 額
通所系	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就 労移行支援、就労継続支援 A 型、就 労継続支援 B 型、児童発達支援、放 課後等デイサービス	<ul><li>(1) 電気料金 350 円に月数及び 定員を乗じて得た額</li><li>(2) ガス料金 55 円に月数及び 定員を乗じて得た額</li><li>(3) ガソリン代 600 円に月数及 び車両の保有台数を乗じて得た額</li></ul>
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、自立生活援助、保育所等 訪問支援、計画相談支援、地域移行 支援、地域定着支援、障害児相談支 援、就労定着支援	<ul><li>(1) 電気料金 4,050 円に月数を 乗じて得た額</li><li>(2) ガス料金 600 円に月数を乗 じて得た額</li><li>(3) ガソリン代 250 円に月数及 び車両の保有台数を乗じて得た額</li></ul>

## 【2】令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間

区分	サービス種類	基準単価(1事業所あたり)
入所系	短期入所、施設入所支援、共同生活援助	<ul> <li>(1) 電気料金 300 円に月数及び 定員を乗じて得た額</li> <li>(2) ガス料金 60 円に月数及び 定員を乗じて得た額</li> <li>(3) 食材料費 2,150 円に月数及 び定員を乗じて得た額</li> <li>(4) ガソリン代 300 円に月数及 び車両の保有台数を乗じて得た 額</li> </ul>
通所系	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A型、就労継続支援 B型、児童発達支援、放課後等デイサービス	(1) 電気料金 200 円に月数及び 定員を乗じて得た額 (2) ガス料金 40 円に月数及び 定員を乗じて得た額 (3) ガソリン代 800 円に月数及 び車両の保有台数を乗じて得た額
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、自立生活援助、保育所等 訪問支援、計画相談支援、地域移行 支援、地域定着支援、障害児相談支 援、就労定着支援	<ul><li>(1) 電気料金 2,300 円に月数を 乗じて得た額</li><li>(2) ガス料金 450 円に月数を乗 じて得た額</li><li>(3) ガソリン代 300 円に月数及 び車両の保有台数を乗じて得た額</li></ul>

### 【申請対象】

- ・ 申請時点でサービスを提供しており、電気、ガス又は車両の使用がある、 若しくは食事の提供を行っている、かつ、事業の運営に原油価格や物価高 騰の影響を受けている事業所に対して支給します。(※公立で運営されてい る事業所については除きます。)
- 訪問系事業所については、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、一つの事業所とみなします。
- ・ 車両については、申請を行う事業所が、所有している車両及び賃貸借契約 を締結して使用している車両であって、自らガソリン代を負担している車 両のうち、以下のいずれかの用務に使用している車両とします。
  - ①利用者の送迎
  - ②障害福祉サービス等事業所職員等による利用者の居宅への訪問
  - ③利用者の医療機関への通院等

上記条件を満たす車両のうち、複数の事業所において共用している車両に ついては、最も使用時間が長い事業所において申請を行ってください。

#### 【交付額】

- 1事業所につき交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り 捨てるものとします。
- ・ 月数は、令和5年10月から令和6年3月までの実際にサービス提供を行った月数とします。令和5年10月2日以降に事業を開始した事業所については、事業開始日の属する月の翌月(事業開始日が1日の場合は、当月)から令和6年3月までの月数とします。※事業所について、令和5年10月から令和6年3月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものは除きます。
- ・ 事業所の定員については、令和5年10月1日時点のものとします。ただし、 令和5年10月2日以降に指定を受けた事業所については、指定日のものと します。
- ・ 事業所が所有する車両の台数については、令和5年10月1日時点のものとします。ただし、令和5年10月2日以降に指定を受けた事業所については、 指定日のものとします。
- ※ 申請内容に疑義が生じた場合は、確認できる書類の提出を求めます。提出を求められた際は、指定された期日までに、必要書類を提出してください。
- ※ 介護サービスを行う障害福祉サービス等事業所であって、伊勢市の介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援金の交付を受ける場合は、本事業の対象としません。
- ※伊勢市が実施する他の原油価格・物価高騰等緊急対策に係る支援金(「中小企業者物価高騰支援金」)の申請については、原則、本支援金(障害福祉サービス等事業所安定運営支援金)の申請を優先することとし、「中小企業者物価高騰支援金」の交付金額が、「伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金(令和5年度前期分)」および「伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金(令和5年度後期分)」の交付申請額の合計を上回る場合は、「中小企業者物価高騰支援金」として申請できます。

### 3 申請方法

#### 【提出書類】

- ① 伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金(令和5年度<mark>後期</mark>分)交付申請書(総括表)(様式第1号)
- ② 事業所別申請額一覧(様式第2号)
- ③ 事業所別個票(様式第3号)
- ④ 誓約書(様式第4号)
- ⑤ 請求書(様式第5号)
- ⑥ 物価高騰の影響を受けていることがわかる書類(領収書等)
- ※ 申請者は、事業所申請(開設)者として登録されている法人となります。 複数の事業所を運営している法人については、まとめて申請してください。
- ※ ①交付申請書及び⑤請求書のうち「申請額」「請求額」の訂正は認められま

せんので、提出前に金額に誤りがないか確認をお願いします。

- ※ ①交付申請書及び⑤請求書の金額以外の箇所を訂正する場合は、二重線で 訂正し、訂正箇所に申請者が署名(申請書の申請者欄に押印がない場合。) をするか、申請書に押印した印と同じ印の押印をお願いします。申請者欄 に押印がない場合の訂正印での訂正は認められません。
- ※ ⑤請求書の振込先は申請者(法人)名義の口座を記載してください。事業 所名義など、法人以外の名義の口座を使用する場合は、別途委任状を提出 してください。なお、委任状には申請者(法人)の印鑑が必要となります。
- ※ ⑥の領収書等は、電気料金、ガス料金、食材料費、燃料費のいずれかの 経費について、<mark>令和5年10月1日から令和6年3月8日までに支払いを した任意の月を「対象月」、原則その前年(または前々年)同月を「比較 月」とする2か月分を提出してください。なお、事業開始から1年未満 の場合は、事業開始後の任意の1か月分を「比較月」としてください。 また、領収金額の内訳(数量、基本料金、単価等)がわかるようにして ください。なお、確認させていただく箇所は、それぞれの代金の単価に なります。電気代・ガス代であれば該当月の請求額から使用量を割った 額をおおよその単価として取り扱い、その額を比較します。ガソリン代 の場合は、1ℓあたりの金額を比較します。</mark>
- (2) 提出方法 原則、Eメール、郵送(持参も可)
- (3) 提出先

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 高齢・障がい福祉課 障がい福祉係

(4) 受付期間

令和6年3月8日(金)まで

#### 4 お問い合わせ先

高齢・障がい福祉課障がい福祉係 電話番号 0596-21-5558

ファックス 0596-20-8555

メール syougai@city.ise.mie.jp

#### 5 その他留意事項

- 本支援金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消し、返還を求める場合があります。
- 申請いただいた事業が申請要件に該当しているか確認するため、現地確認 及び書類確認をさせていただく場合があります。